（都道府県農業会議及び全国農業会議所の解散）

第四十条　都道府県農業会議及び全国農業会議所は、次に掲げる場合には、施行日の前日に解散する。

一　施行日の前日までの間に附則第三十一条第二項の規定による指定（次号において「指定」という。）を受けなかった場合

二　指定を受けた後に附則第三十二条又は第三十六条の規定による組織変更を中止した場合

2　前項の規定により解散した都道府県農業会議及び全国農業会議所の清算については、旧農業委員会法第八十三条第一項第一号に掲げる事由により解散した全国農業会議所の清算の例による。

（農地法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　この法律の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の農地法（以下この条及び次条において「旧農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請は、第三条の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請とみなす。

2　前項の場合において、旧農地法第四条第三項（旧農地法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が意見を述べていない場合であって、前項の申請が、同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする行為に係るもの又は農地を農地以外のものにするため若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするためこれらの土地について新農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為であって同一の事業の目的に供するため三十アールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地についてこれらの権利を取得するものに係るものであるときは、都道府県知事は、新農業委員会法第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

3　施行日前に旧農地法第四条第六項又は第五条第五項において準用する旧農地法第四条第三項の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、新農地法第四条第九項（新農地法第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。

第四十二条　施行日前に旧農地法第十八条第三項又は第三十九条第四項の規定により都道府県機構が述べた意見は、新農地法第十八条第三項又は第三十九条第四項の規定により都道府県農業会議が述べた意見とみなす。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　存続中央会については、第四条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法第八十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　存続中央会については、第五条の規定による改正前の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第六条及び第七条の規定は、なおその効力を有する。

第四十五条　第五条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第九条の規定は、施行日以後に決議される合併について適用し、施行日前に決議された合併については、なお従前の例による。

（農業倉庫業法の廃止に伴う経過措置）

第四十六条　この法律の施行の際現に第六条の規定による廃止前の農業倉庫業法（以下この条において「旧農業倉庫業法」という。）第一条第一項に規定する農業倉庫業者である組合又は旧農業倉庫業法第十九条第一項に規定する連合農業倉庫業者である農業協同組合連合会（以下この条において「旧農業倉庫業者等」という。）については、次に掲げる日のいずれか早い日（次項において「適用日」という。）の前日までの間は、旧農業倉庫業法（第十五条（旧農業倉庫業法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

一　旧農業倉庫業者等が新農協法第十条第一項第八号の保管の事業を行うために必要な定款の変更につき新農協法第四十四条第二項の認可を受けた日

二　施行日から起算して六月を経過した日

2　適用日前に旧農業倉庫業者等が旧農業倉庫業法第七条ノ二（旧農業倉庫業法第二十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により交付した倉荷証券（前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農業倉庫業法第七条ノ二の規定により交付した倉荷証券を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則）

第四十七条　次に掲げる場合には、存続中央会、都道府県農業会議若しくは全国農業会議所の役員又は附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会若しくは附則第二十二条第一項、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項に規定する組織変更後の一般社団法人の理事（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事の職務を代行する者又は新農協法第四十条第一項若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十五条第二項の規定により選任された一時理事の職務を行うべき者を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一　附則第十三条第一項、第二項（附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三項（附則第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項、第五項若しくは第六項、第二十二条、第三十三条又は第三十七条の規定に違反して附則第十三条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項又は第三十七条第一項に規定する組織変更の手続をしたとき。

二　附則第十三条第八項（附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する新農協法第四十九条第二項に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三　附則第十六条第一項（附則第二十五条、第三十五条及び第三十九条において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠ったとき。

四　附則第二十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第四十八条　存続中央会又は農業協同組合連合会の役員又は清算人は、附則第十一条又は第二十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、五十万円以下の過料に処する。

第四十九条　農業協同組合連合会の役員又は参事その他の使用人が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は参事その他の使用人でなくなった後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

（全国農業協同組合中央会の監査から会計監査人の監査への移行に関する配慮等）

第五十条　政府は、旧農協法第三十七条の二第一項に規定する全国農業協同組合中央会の監査から新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。

一　全国農業協同組合中央会において組合に対する監査の業務に従事していた公認会計士その他の者を社員とする監査法人をはじめ、公認会計士又は監査法人が、円滑に組合に対する監査の業務を移行期間の満了の日までの間に開始し、及びこれを運営することができること。

二　新農協法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合（次号において「会計監査人設置組合」という。）が会計監査人を確実に選任できること。

三　会計監査人設置組合の実質的な負担が増加することがないこと。